

(措置勧告)

- 第21条** 知事は、第19条第1項の規定による調査の結果、食品による健康への悪影響を未然に防止するため必要があると認めるときは、法令又は他の条例に定める措置を講じる場合を除き、食品関連事業者又は食品関連事業者により構成される団体その他の関係者に対し、健康への悪影響の防止に必要な措置を講じるべきことを勧告するとともに、その旨を公表することができる。
- 2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、当該勧告に係る食品関連事業者又は食品関連事業者により構成される団体その他の関係者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、釈明及び証拠の提出の機会を与えるものとする。ただし、公益上緊急を要するときは、この限りでない。
- 3 第19条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による勧告について準用する。
- 4 第1項及び第2項の規定は、第17条又は第18条第1項から第3項までの規定に違反している者について準用する。
- 5 知事は、第1項（前項において準用する場合を含む。）の規定により勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に係る措置を講じなかった場合において、食品による健康への重大な悪影響の発生が切迫していると認めるときは、その者に対し、当該勧告に係る措置を講じるべきことを命じることができる。

(罰則)

第27条 第21条第5項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(趣旨)

食品による健康への悪影響を未然に防止するため、迅速に対応する必要がある場合に、府が行う措置を明らかにしています。

(解説)

食品衛生法などの関係法令の適用ができず、安全性調査（19条）の結果、迅速に食品の出荷を停止するなど健康への悪影響を未然に防止するための措置を講じる必要があるときは、府は、食品関連事業者等に対して勧告（行政指導）をすることができる旨を規定しています。

府民の健康への悪影響を未然に防止するためとはいえ、勧告をすれば食品関連事業者等に対して出荷の停止など一定の行為に制約を加えることとなります。このため、勧告に当たっては、原則として対象者に釈明及び証拠の提出の機会を与えるとともに、当該勧告をチェックするため「京都府食の安心・安全審議会」の意見を聴くことを規定しています。

「農林水産物に係る措置」（17条）及び「遺伝子組換え食用作物に係る措置」（18条1項から3項まで）の規定に違反している者にも、必要なときには勧告することができることにしています。

なお、食品関連事業者等が、正当な理由がないのに勧告に従わず、健康への重大な悪

影響の発生が切迫しているときには、勧告の内容を命令し、その命令に違反すれば罰則を科すことを規定しており、食の安心・安全をおびやかす緊急事態に府として厳格に対応することを明らかにしています。